

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 5月12日

【会社名】 スミダコーポレーション株式会社

【英訳名】 SUMIDA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表執行役CEO 八幡 滋行

【本店の所在の場所】 東京都中央区晴海一丁目 8番10号  
晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーX棟 14階

【電話番号】 (03)6758-2470番 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表執行役CFO 本多 廉行

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区晴海一丁目 8番10号  
晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーX棟 14階

【電話番号】 (03)6758-2470番 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表執行役CFO 本多 廉行

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,075,585,840円  
(注) 募集金額は、発行価額の総額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年5月12日に四半期報告書（第63期第1四半期（自 2017年1月1日 至 2017年3月31日））を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、平成29年4月10日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成29年4月12日付、平成29年4月18日付、平成29年4月26日付及び平成29年5月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また、添付書類のうち「2017年12月期第1四半期（2017年1月1日から2017年3月31日まで）の連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

2017年12月期第1四半期（2017年1月1日から2017年3月31日まで）の連結業績の概要

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_署で示しております。

### 第三部【参照情報】

#### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

##### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第62期（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）平成29年3月27日関東財務局長に提出

##### 2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年4月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年3月27日に関東財務局長に提出

##### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成29年4月26日に関東財務局長に提出

##### 4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成29年4月10日に関東財務局長に提出

（訂正後）

##### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第62期（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）平成29年3月27日関東財務局長に提出

##### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第63期第1四半期（自 2017年1月1日 至 2017年3月31日）平成29年5月12日関東財務局長に提出

##### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年4月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年3月27日に関東財務局長に提出

##### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成29年4月26日に関東財務局長に提出

##### 5【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成29年4月10日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成29年4月10日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成29年4月10日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

<後略>

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年5月12日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年5月12日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

<後略>